

2026 年 8 月 10 日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 様

長野県労働組合連合会

議長 細 尾 俊 彦

長野市県町 593 Rinks593 3F

電話 026-217-9071



2026(令和 8)年度 長野地方最低賃金審議会の答申に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真摯にご尽力いただいている委員の皆様には心から敬意を表します。

長野県最低賃金審議会は、8 月 6 日、今年度の最低賃金の改定について、現行の 1,061 円を 56 円引き上げ、1,117 円とする答申を行いました。真摯に検討を重ねられた結果であるとは拝察いたしますが、以下の理由により異議を申し立てるものです。

2026 年度の長野地方最低賃金審議会の答申は、中央最低賃金審議会が地域間格差の解消に向けた方向性を示すなかで、東京都との最低賃金格差を 2 円縮小するものとなりました。しかし、依然として 163 円もの格差が残されており、近年進められてきた地域間格差是正の流れに照らせば、極めて不十分な答申と言わざるを得ません。

今回の目安額は 56 円であり、昨年の 63 円を下回る水準となりました。審議が本格化する最中に、政府が「全国平均 1,500 円」の達成時期を 2020 年代から 2030 年代前半へ後退させる方針を示したことが、今回の審議に影響を与えたことは否定できません。地域の実情を踏まえて審議することが地方最低賃金審議会の役割であるにもかかわらず、国の方針に追随する結果となったことは遺憾です。

この程度の引き上げでは、「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」という最低賃金法の目的を果たすことはできません。

私たち長野県労連をはじめ、全国 28 都道府県、4 万 8 千人を超える労働者が参加して取り組んできた最低生計費試算調査では、「8 時間働けば人間らしく暮らせる」ために必要な賃金水準を明らかにしてきました。物価高騰を受けて各地で再調査・再分析が進められており、長野県における再分析では、月額約 28 万 2 千円、時給換算で 1,882 円が必要との結果が示されています。



今回の審議では、生計費が物価に矮小化され、消費者物価の上昇分を考慮するにとどまりました。審議会資料においても生計費に関する検討資料は実質的には示されていないに等しい状況でした。本来、最低賃金法にいう「労働者の生計費」とは、日々の生活費だけでなく、労働者が健康で文化的な生活を営み、将来にわたって働き続けるために必要な費用を含むものです。

中央最低賃金審議会の目安答申後、労働側委員の仁平章連合副事務局長は、「最低賃金の水準そのものが足りていない。消費者物価の上昇分を見ただけで『生計費』を考慮したことになるのか。法律のどこにもそんなことは書かれていない」と指摘しています（2026年8月1日付『連合通信』隔日版第10082号）。

使用者側は「企業の支払い能力」の限界を強調し、引き上げ幅の抑制に終始しています。行政による中小企業支援策が、設備投資や研修など生産性向上を目的とした補助に偏り、賃上げを直接支援する施策が不十分であることこそが問題です。求められているのは、賃上げに対する直接的支援策です。全国的にも賃上げに対する直接支援の取り組みや議論が広がっているにもかかわらず、長野地方審議会の答申ではこうした観点に触れられていません。

以上の点から、私たち長野県労働組合連合会は、今回の長野地方最低賃金審議会の「長野県最低賃金の改正決定について（答申）」に対し、下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 長野県最低賃金額を「56円引き上げ、1,117円とする」とした答申については不服であり、生計費を踏まえた再審議を求めます。
2. 再審議にあたっては、全国一律最低賃金制を展望した地域間格差の解消と、最低生計費試算調査の結果を踏まえた生計費を重視し、最低賃金1,700円以上に向けた引上げを求めます。
3. 最賃引き上げにあたって、中小零細企業への賃上げ直接支援の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、全て公開の場での審議を求めます。また、その際、意見陳述の機会を保障してください。

以 上



2026 年 8 月 18 日

長野地方最低賃金審議会
会長 山本 恭子 様

生協労連コープネットグループ労働組合
長野県支部執行委員長 堀内 勝雄

2026（令和 8）年度長野県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

2026 年 8 月 6 日に示された長野県最低賃金改正決定（答申）について、7 月に提出した意見書で示した考えに基づき、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

長野地方最低賃金審議会は、2026（令和 8）年度の最低賃金の改定決定について、10 月 2 日より時間額を 56 円引き上げて 1,117 円とする答申を行いました。この改定額は、昨年の改定額より 7 円も低く、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額ではなく、まったく不十分な額です。

また 2026 年度の改定に際しては、中央最低賃金審議会から地域間格差の解消に向けた方向性が示されたにもかかわらず、長野地方最低賃金審議会としての答申は目安額通りの 56 円の引き上げにとどまりました。東京都の最低賃金と 163 円もの格差が依然残されたままです。地域間格差は解消せず、特に地域での働き手の確保と地域経済の活性化という点においても甚だ不十分な額と言わざるを得ません。

私たちが加盟する長野県労連をはじめ、全国 28 都道府県、4 万 8 千人を超える労働者が参加して取り組んできた最低生活費試算調査で、「8 時間働けば人間らしく暮らせる」ために必要な賃金水準を明らかにしてきました。物価高騰を受けて各地で再調査・再分析を進めていますが、地域による大きな額の差はありません。長野県における再分析で月額約 28 万 2 千円、時給換算で 1,882 円が必要との結果が示されています。答申通りの最低賃金 1,117 円では「健康で文化的な最低限度の生活」を実現することはできません。

長野県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう 2026 年度の長野県最低賃金改定額の再審議をお願いします。また、併せて異議に関する審議について、全て公開の場での審議としていただくようお願いいたします。

以上



令和8年8月7日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 山本 恭子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和8年8月6日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）及び長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	今井 優太
	広瀬 純夫
	山本 恭子
労働者代表委員	風間 拓也
	齋藤 政彦
	竹村 進
使用者代表委員	聲山 典生
	鈴木 幸一
	中村 正人